

ゴム市場管理基本要綱の変更

旧条文を新条文に変更する。

新条文	旧条文																				
<p>1 建玉の制限</p> <p>過当投機を防止するため、業務規程第25条第1項の規定により、委託者の建玉数量並びに会員の自己の計算による建玉数量について次の制限をする。(毎月第1営業日の時点で該当する限月を当該月の最終営業日まで適用するものとする。ただし、当月限は納会日までとする。)</p> <p style="text-align: center;">委託者の建玉数量の制限</p> <p>委託者の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">当月限</th> <th style="width: 15%;">翌月限</th> <th style="width: 15%;">(削る)</th> <th style="width: 15%;">(削る)</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">200枚</td> <td style="text-align: center;">600枚</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">10,000枚</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>本所が必要と認めるときは、現受玉であって現に手持ちしている数量を当月限、翌月限又は各限月合計の買建玉に合算することができる。</p> <p style="text-align: center;">~ (現行どおり)</p> <p>会員の自己の計算による建玉数量の制限(他の受託会員に委託又は取次者に委託の取次ぎを依頼した建玉を含む。)</p>	当月限	翌月限	(削る)	(削る)	合計	200枚	600枚	(削る)	(削る)	10,000枚	<p>1 建玉の制限</p> <p>過当投機を防止するため、業務規程第25条第1項の規定により、委託者の建玉数量並びに会員の自己の計算による建玉数量について次の制限をする。(毎月第1営業日の時点で該当する限月を当該月の最終営業日まで適用するものとする。ただし、当月限は納会日までとする。)</p> <p style="text-align: center;">委託者の建玉数量の制限</p> <p>委託者の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">当月限</th> <th style="width: 15%;">翌月限</th> <th style="width: 15%;">翌々月限</th> <th style="width: 15%;">その他限月</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">200枚</td> <td style="text-align: center;">600枚</td> <td style="text-align: center;">1,600枚</td> <td style="text-align: center;">各3,000枚</td> <td style="text-align: center;">10,000枚</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>本所が必要と認めるときは、現受玉であって現に手持ちしている数量を当月限、翌月限、<u>翌々月限、その他の限月</u>又は各限月合計の買建玉に合算することができる。</p> <p style="text-align: center;">~ (省略)</p> <p>会員の自己の計算による建玉数量の制限(他の受託会員に委託又は取次者に委託の取次ぎを依頼した建玉を含む。)</p>	当月限	翌月限	翌々月限	その他限月	合計	200枚	600枚	1,600枚	各3,000枚	10,000枚
当月限	翌月限	(削る)	(削る)	合計																	
200枚	600枚	(削る)	(削る)	10,000枚																	
当月限	翌月限	翌々月限	その他限月	合計																	
200枚	600枚	1,600枚	各3,000枚	10,000枚																	

新条文

受託会員を除く会員の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき次のとおりとする。

純資産額	当月限	翌月限	(削る)	(削る)	合 計
5 億円未満	80 枚	160 枚	(削る)	(削る)	1,300 枚
5 億円以上 10 億円未満	160 枚	400 枚	(削る)	(削る)	2,500 枚
10 億円以上 30 億円未満	200 枚	400 枚	(削る)	(削る)	4,000 枚
30 億円以上 50 億円未満	300 枚	500 枚	(削る)	(削る)	5,000 枚
50 億円以上 80 億円未満	300 枚	500 枚	(削る)	(削る)	7,000 枚
80 億円以上 100 億円未満	300 枚	600 枚	(削る)	(削る)	8,000 枚
100 億円以上	300 枚	600 枚	(削る)	(削る)	10,000 枚

受託会員の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき全建玉数の 10%又は次の数のうちいずれが多い数量とする。この場合の全建玉数の 10%とは、各限月及び合計につき、売建玉及び買建玉を合計したものの 10%をいう。

純資産額	(削る)				
	当月限	翌月限	(削る)	(削る)	合 計
5 億円未満	80 枚	160 枚	(削る)	(削る)	1,300 枚
5 億円以上 10 億円未満	160 枚	400 枚	(削る)	(削る)	2,500 枚
10 億円以上 30 億円未満	200 枚	400 枚	(削る)	(削る)	4,000 枚
30 億円以上 50 億円未満	300 枚	500 枚	(削る)	(削る)	5,000 枚
50 億円以上 80 億円未満	300 枚	500 枚	(削る)	(削る)	7,000 枚
80 億円以上 100 億円未満	300 枚	600 枚	(削る)	(削る)	8,000 枚
100 億円以上	300 枚	600 枚	(削る)	(削る)	10,000 枚

(削る)

旧条文

受託会員を除く会員の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき次のとおりとする。

純資産額	当月限	翌月限	翌々月限	その他限月	合 計
5 億円未満	80 枚	160 枚	200 枚	各 400 枚	1,300 枚
5 億円以上 10 億円未満	160 枚	400 枚	500 枚	各 800 枚	2,500 枚
10 億円以上 30 億円未満	200 枚	400 枚	600 枚	各 1,200 枚	4,000 枚
30 億円以上 50 億円未満	300 枚	500 枚	900 枚	各 1,400 枚	5,000 枚
50 億円以上 80 億円未満	300 枚	500 枚	1,100 枚	各 1,800 枚	7,000 枚
80 億円以上 100 億円未満	300 枚	600 枚	1,400 枚	各 2,600 枚	8,000 枚
100 億円以上	300 枚	600 枚	1,600 枚	各 3,000 枚	10,000 枚

受託会員の建玉数量の制限は、売又は買のそれぞれにつき次のとおりとする。

純資産額	売又は買のそれぞれにつき全建玉数の10%又は次の数のうちいずれが多い数量(注)				
	当月限	翌月限	翌々月限	その他限月	合 計
5 億円未満	80 枚	160 枚	200 枚	各 400 枚	1,300 枚
5 億円以上 10 億円未満	160 枚	400 枚	500 枚	各 800 枚	2,500 枚
10 億円以上 30 億円未満	200 枚	400 枚	600 枚	各 1,200 枚	4,000 枚
30 億円以上 50 億円未満	300 枚	500 枚	900 枚	各 1,400 枚	5,000 枚
50 億円以上 80 億円未満	300 枚	500 枚	1,100 枚	各 1,800 枚	7,000 枚
80 億円以上 100 億円未満	300 枚	600 枚	1,400 枚	各 2,600 枚	8,000 枚
100 億円以上	300 枚	600 枚	1,600 枚	各 3,000 枚	10,000 枚

(注) 全建玉数の 10%とは、各限月及び合計につき、売建玉及び買建玉を合

新条文	旧条文
<p>本所が必要と認めるときは、現受玉であって現に手持ちしている数量を当月限、翌月限又は各限月合計の買建玉に合算することができる。</p> <p>~ (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u> <u>平成20年5月14日開催の理事会で議決された1建玉の制限の変更規定は、平成20年6月2日から適用する。</u></p>	<p><u>計したものの10%をいう。</u></p> <p>本所が必要と認めるときは、現受玉であって現に手持ちしている数量を当月限、<u>翌月限、翌々月限、その他の限月</u>又は各限月合計の買建玉に合算することができる。</p> <p>~ (省略)</p> <p>(<u>新 設</u>)</p>